

答申保第 50 号
平成27年11月18日
(諮問保第61-1号・第62号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県県立病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

ア 諮問保第61-1号関係

異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成25年7月12日付けで、「開示請求者についての診療情報録。カルテなどの全ての診療情報。〇〇病院が保有する診療情報。」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成25年9月9日付け〇〇第27号で、保有個人情報一部開示決定（以下「当該一部開示決定」という。）を行った。

そこで、当該一部開示決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成25年11月7日付けで異議申立てがなされた。一方、実施機関は、当該異議申立てを受けて、当該一部開示決定を変更し、平成25年12月18日付け〇〇第40号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分1」という。）を行い、平成26年2月19日付け県病第141号で、当該一部開示決定に対する異議申立てを却下した。

その後、本件処分1を不服として、行政不服審査法第6条の規定に基づき、平成26年2月18日付けで異議申立てがなされたものである。

イ 諮問保第62号関係

異議申立人は、条例第11条の規定に基づき、平成26年2月27日付けで、「〇〇病院が保有する「私」についてのレセプト、平成〇年〇月〇日より平成〇年〇月〇日に至るまでのレセプト。平成〇年〇月〇日より平成〇年〇月〇日に至るまでの〇〇病院が保有する「私」についての診療録。」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成26年3月28日付け〇〇第62号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分2」という。）を行った。

その後、本件処分2を不服として、行政不服審査法第6条の規定に基づき、平成26年4月9日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分1及び2の取消しを求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 諮問保第61-1号関係

- (ア) 私は当該公文書を開示され、閲覧しようとも、何ら動じることはなく、不開示事由は無効とすべきである。
- (イ) 私が了知の部分は、開示すべきである。
- (ウ) 本来、杜撰な「カルテ」「診察内容」しか作成した事実はないのだから、この後に及んで、「事務事業の適切な執行に影響を及ぼすおそれがある」との常套句を以て、抗わないでいただきたい。故に当該不開示事由は瑕疵を有し、無効とされるべきである。
- (エ) 「相談者」、「調査者」及び「その他関係者」に、私は決して不法行為を以て抗うことはしないと明言する。そして、なおかつ、「公序良俗」、「公共の福祉」、「信義則」に反することも決して行わないと明言、公約する。よって、不開示事由「公共の安全等に関する情報」は無効とすべきである。
- (オ) 主治医によって作成された診断書には過誤がある。そして、もともと、杜撰な診察しかしないような人達なので今更、「記載内容」が「形骸化」してしまうことも事由に不開示とされても、それは明らかな「不当」な「行政による恣意的な情報操作」にしかすぎない。
- (カ) 措置入院に係る関係者と紛争を生じることが一切しないと約する。本来、当該措置入院自体、医療過誤・不正そのものなのだから、いまさら「事務事業に支障を及ぼすおそれがある」と「言い訳」や「逃げ口上」めいたことを事由に不開示とした決定は不当。よって開示を求める。
- (キ) 「誤診・誤処方」「診療行為中の（医療人による）不法行為」が確認されるため、「全開示」は妥当と判断する。
- (ク) 本来「事務事業」とやらを行政が、それこそ「適切に」執行したとは言い難い。

イ 諮問保第62号関係

- (ア) 当該検査項目を私が知り得たとしても、私は何ら畏れるものはない。
- (イ) 外来及び入院医療はあくまで本人に対して有益であるとされているが、その外面上の体裁と現実の医療行為の実質は乖離しており、形骸化したものである。本人に有益どころか、その医療行為には誤謬が認識され、畢竟、「生命、身体」への侵害をなすに及んだ。この場合、個人情報保護条例の条文に明記されているように、該当情報は開示事由を充足する。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報

ア 諮問保第61-1号関係

異議申立人の診療記録(平成○年○月○日から平成○年○月○日まで)

イ 諮問保第62号関係

(ア) 異議申立人のレセプト(平成○年○月○日から平成○年○月○日まで)

(イ) 異議申立人の診療記録(平成○年○月○日から平成○年○月○日まで)

(2) 一部開示決定の理由

ア 諮問保第61-1号関係

対象保有個人情報に別表1のとおり条例第13条の不開示情報が含まれているため、当該不開示情報に該当する部分を除いて一部開示とした。

イ 諮問保第62号関係

対象保有個人情報に別表2のとおり条例第13条の不開示情報が含まれているため、当該不開示情報に該当する部分を除いて一部開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、諮問保第61-1号及び第62号については、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会運営要領第4条の規定により、これらを併合して、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年 3 月 3 日	諮問保第61-1号に係る諮問を受けた。
3 月 31 日	諮問保第61-1号に係る処分理由説明書を実施機関から受理した。
4 月 7 日	諮問保第61-1号に係る処分理由説明書を異議申立人に送付し、意見書の提出を求めた。
4 月 25 日	諮問保第62号に係る諮問を受けた。
5 月 30 日	諮問保第62号に係る処分理由説明書を実施機関から受理した。
6 月 4 日	諮問保第62号に係る処分理由説明書を異議申立人に送付し、意見書の提出を求めた。
6 月 9 日	諮問保第61-1号に係る意見書を異議申立人から受理した。
12 月 10 日	諮問保第61-1号及び第62号に係る意見書を異議申立人から受理した。
平成27年 7 月 22 日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
11 月 11 日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

(ア) 諮問保第61-1号関係

本件処分1に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、上記3(1)アのとおりである。

実施機関は、別表1の不開示理由のとおり本件不開示情報1から8までを条例第13条第1号、第2号、第5号又は第7号ウに規定する不開示情報に該当するとして一部開示としたとしている。

異議申立人は、本件処分1の取消しを求めていることから、それぞれの不開示理由の妥当性について検討する。

(イ) 諮問保第62号関係

本件処分2に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、上記3(1)イのとおりである。

実施機関は、別表2の不開示理由のとおり本件不開示情報9を条例第13条第1号に規定する不開示情報に該当するとして一部開示としたとしている。

異議申立人は、本件処分2の取消しを求めていることから、本件不開示情報9の不開示理由の妥当性について検討する。

イ 条例第13条第1号（開示請求者に関する情報）該当性について

(ア) 条例第13条第1号

条例第13条第1号では、「開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」を不開示情報と規定している。

(イ) 本件不開示情報1及び9の条例第13条第1号該当性

異議申立人は、併発傷病名及び病名について、開示されようとも、何ら動じることはなく、不開示事由は無効とすべきである旨主張している。

実施機関は、傷病名の一部や特定の診断名を開示することにより、異議申立人が強い不安や不満を覚え、生命、健康を害するおそれがあるため不開示としたとしており、本件不開示情報1及び9が条例第13条第1号に該当するか否かの判断は、本件不開示情報1及び9を開示することが異議申立人の生命・健康にどのような影響を与えるかということにかかるといえることができる。

一般に診療情報の開示により、患者の心身へどのような影響を与えるかについての第一義的な判断は、医学上の専門的な学識経験を持つ医師に求められるものと言わざるを得ず、当該医師の判断を覆すには、社会通念上あるいは経験則上、当該医師の判断について、合理性を欠くと認められる特段の事情の存在が必要であると解される。

本件処分1及び2は、精神科の医師である〇〇病院院長が、本件不開示情報を開

示した場合の異議申立人本人の病状への悪影響を勘案して行われたものであるが、当審査会が、実施機関の口頭説明において、本件不開示情報1及び9に記載されている特定の診断名を開示することによる異議申立人の病状に与える影響とその判断根拠等について、詳細な説明を聴取したところ、当該医師の判断を覆すような特段の事情も認められないことから、当審査会においても当該医師の判断を尊重すべきであると考えます。

したがって、本件不開示情報1及び9を条例第13条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 条例第13条第2号（第三者に関する情報）該当性について

(ア) 条例第13条第2号

条例第13条第2号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定されている。

(イ) 本件不開示情報2、3、4及び5の条例第13条第2号該当性

本件不開示情報2、3、4及び5は、異議申立人以外の第三者に関する氏名等の情報や、異議申立人のこれまでの生活歴等を関係者から聴取した内容であって、その記載内容から情報提供をした関係者が特定される情報であることから、条例第13条第2号本文の不開示情報に該当する。

異議申立人は、異議申立人以外の第三者に関する氏名等、「了知」と認められる事実については「開示」が妥当であると主張している。

しかしながら、第三者に関する氏名等と同内容の情報について、本人が知ることができた事情があったとしても、それが個別的な事情にとどまる限り、条例第13条第2号ただし書アの「慣行として」には当たらないと解されており、仮に、本人が第三者に関する氏名等を「了知」しているとしても、第三者に関する氏名等が慣行として異議申立人が知ることができ、又は知ることが予定されているとは認められ

ないことから、同号ただし書アに該当しないものと認められ、同号ただし書イ及びウに該当すべき事情も見当たらない。

したがって、本件不開示情報2, 3, 4及び5を条例第13条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、本件不開示情報2, 3, 4及び5は、条例第13条第2号の不開示情報に該当すると認められるので、本件不開示情報4の同条第5号該当性並びに本件不開示情報5の同条第5号及び第7号ウ該当性については判断するまでもない。

エ 条例第13条第7号ウ（事務又は事業に関する情報）該当性について

(ア) 条例第13条第7号ウ

条例第13条第7号本文では、「県の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて，開示することにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

さらに、同号本文の「次に掲げるおそれ」として、同号ウでは「評価，診断，選考，指導等に係る事務に関し，当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれ」と規定している。

(イ) 本件不開示情報6, 7及び8の条例第13条第7号ウ該当性

異議申立人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで措置入院をし、引き続き、同月〇日から同年〇月〇日まで医療保護入院をし、一旦、退院したが、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで再び医療保護入院をし、退院後、現在に至るまで通院している。

措置入院とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に基づく入院形態であり、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められた精神障害者を都道府県知事の権限により強制的に入院させるものである。この場合において、都道府県知事はその者を入院させるには、その指定する2人以上の精神保健指定医の診察の結果が一致した場合でなければならないことになっている。

また、医療保護入院とは、法第33条第1項に基づく入院形態であり、精神保健指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて、当該精神障害のために本人の同意に基づく入院が行われる状態にないと判定されたもの等について、家族等の同意があるときに、精神科病院の管理者が、本人の同意なくその者を入院させるものである。

本人の同意なくその者を入院させる措置入院及び医療保護入院の性質上、通常、公文書の記載内容と異議申立人の病識等との間に相違が生じることが予測され、異

議申立人の今後の治療に対するの反発や拒否，関係機関に対するの業務妨害，関係者や関係公務員に対するの追及，攻撃等の可能性を否定することはできないものと認められる。

本件不開示情報6，7及び8に係る対象公文書は，医療業務の遂行のため，〇〇病院が作成又は取得した文書であることから，条例第13条第7号本文の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

措置入院及び医療保護入院の性質を踏まえて検討したところ，本件不開示情報6，7及び8は，開示することにより，今後，記載内容の簡略化や率直な意見や報告がなされなくなることなどが予想され，当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって，本件不開示情報6，7及び8を条例第13条第7号ウに該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお，本件不開示情報6，7及び8は，条例第13条第7号ウの不開示情報に該当すると認められるので，本件不開示情報6の同条第2号該当性及び本件不開示情報7の同条第5号該当性については判断するまでもない。

オ その他の主張について

異議申立人は，その他種々主張しているが，いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって，「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1 (諮問保第61-1号関係)

(1) 本件不開示情報 1

対象保有個人情報	頁	不開示部分	不開示理由
H○.○.○～H○.○.○ (外来・電子カルテ移行後)			条例第13条第1号に該当 傷病名の一部や特定の診断名を開示することにより、異議申立人が強い不安や不満を覚え、生命、健康を害するおそれがあるため、不開示とした。
併発傷病名(一覧表)	397	病名	
病歴	409		

(2) 本件不開示情報 2

対象保有個人情報	頁	不開示部分	不開示理由
H○.○.○～○.○.○ (電子カルテ移行前)			条例第13条第2号に該当 異議申立人以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
入院申込書	4	連帯保証人	
手紙	19	欄外の記載の一部	
H○.○.○～○.○.○ (電子カルテ移行前)			
入院申込書	135	連帯保証人	
褥瘡の予防及び治療について(説明同意書)	306	代理人氏名	
褥瘡対策に関する診療計画書	308	承諾者氏名・続柄	
転倒・転落アセスメントシート	309	患者家族サイン	
H○.○.○～H○.○.○ (外来・電子カルテ移行前)			
併発傷病名	347	連帯保証人	
○.○.○～H○.○.○ (外来・電子カルテ移行後)			
入院申込書(平成○年)	411	連帯保証人	
入院申込書(平成○年)	418		

(3) 本件不開示情報3

対象保有個人情報	頁	不開示部分	不開示理由
H○.○.○～H○.○.○ (電子カルテ移行前)			条例第13条第2号に該当 異議申立人以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は異議申立人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することによって、なお異議申立人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
入院診療のまとめ	5	生活歴，現病歴	
家族歴・本人歴・主訴・病歴・現在症・治療・検査方法・診断・入院時処方	10	生活歴，現病歴	
診療情報提供書	17 18	症状経過および検査結果	
退院・処遇改善請求に係る意見聴取票	50	1病状についての意見の一部	
医療保護入院者の入院届	55	生活歴及び現病歴	
措置入院者の定期病状報告書	56	生活歴及び現病歴	
生育歴聞き取り	88 89	内容全て	
H○.○.○～H○.○.○ (電子カルテ移行前)			
入院診療のまとめ	136 138 140 141 143	生活歴，現病歴の一部，現症・主治医への一部	
家族歴・本人歴・主訴・病歴・現在症	149	生活歴，現病歴の一部	
医療保護入院者の入院届	245	生活歴，現病歴	
H○.○.○～H○.○.○ (外来・電子カルテ移行前)			
外来診察録	356	カルテの一部	
入院診療のまとめ	358 362	生活歴，現病歴の一部	
診断書（精神の障害用）	369	発病から現在までの病歴及び治療の経過，内容，就学・就労状況等，期間，その他参考となる事項	
外来診察録	373 376 379 381 382 383 384	カルテの一部，あなたの声の一部	
自立支援医療費診断書（精神通院医療用）	395	発病から現在までの病歴（推定発病年月，発病状況，治療の経過等を記載）	

(4) 本件不開示情報4

対象保有個人情報	頁	不開示部分	不開示理由
H○.○.○～H○.○.○ (電子カルテ移行前)			条例第13条第2号に該当 異議申立人以外の個人に関する情報であつて、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
H○.○.○～H○.○.○ (電子カルテ移行前)			
入院申込書	4	保護者の印影, 連帯保証人の印影	条例第13条第5号に該当 開示することによって悪用されるなど犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため不開示である。
入院申込書	135	保護者の印影, 連帯保証人の印影	
H○.○.○～H○.○.○ (外来・電子カルテ移行前)			
併発傷病名	347	保護者の印影, 連帯保証人の印影	
H○.○.○～H○.○.○ (外来・電子カルテ移行後)			
入院申込書 (平成○年)	411	保護者の印影, 連帯保証人の印影	
医療保護入院同意書	414	保護者の印影	
入院申込書 (平成○年)	418	保護者の印影, 連帯保証人の印影	
医療保護入院同意書	420 421	保護者の印影	
「登記されていないことの証明申請書」	423	請求された方の印影	

(5) 本件不開示情報 5

対象保有個人情報	頁	不開示部分	不開示理由
H○.○.○～○.○.○ (電子カルテ移行前)			<p>条例第13条第2号に該当 当該情報は、異議申立人以外の個人に関する情報であって、異議申立人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。</p>
診察情報提供書	17	紹介元の医師氏名	<p>条例第13条第5号に該当 措置入院が本人の意思にかかわらない強制的な入院であることを考慮すると、一般的に請求者本人が関係者に不信感を募らせ攻撃することが予想され、犯罪を誘発するおそれがあり、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>条例第13条第7号ウに該当 一般的に主治医が作成する診断の内容は被診察者の意に添わないものである可能性が高く、開示することが前提となれば、患者との紛争を避けるため、措置入院に係る診察を実施する医師の確保が困難になるなど当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>

(6) 本件不開示情報 6

対象保有個人情報	頁	不開示部分	不開示理由
H○.○.○～H○.○.○ (電子カルテ移行前)			条例第13条第2号に該当 異議申立人以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は異議申立人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することによって、なお異議申立人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
経過表 (入院用)	194 203 204 205 206 208 210 214 227 232 238	内容の一部	条例第13条第7号ウに該当 開示することにより、今後の相談業務若しくは将来の同種の業務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示である。
H○.○.○～H○.○.○ (外来・電子カルテ移行後)			一般的に主治医が作成する診断の内容は被診察者の意に添わないものである可能性が高く、開示することが前提となれば、主治医が本人の病気に対する認識を考慮し、記載を簡略化するなど、内容の形骸化をもたらすおそれがある。 また、患者との紛争を避けるため、措置入院に係る診察を実施する医師の確保が困難になるなど当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
カルテ・オーダー	398 401 408	カルテの一部	
経過表 (入院用)	445 465 468	内容の一部	

(7) 本件不開示情報 7

対象保有個人情報	頁	不開示部分	不開示理由
H○.○.○～○.○ (電子カルテ移行前)			条例第13条第5号に該当 措置入院が本人の意思にかかわらず強制的な入院であることを考慮すると、一般的に請求者本人が関係者に不信感を募らせ攻撃することが予想され、犯罪を誘発するおそれがあり、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。
入院・診察相談記録	13	相談者、欄外の記載の一部	
診察のための事前調査票 2	15	調査者の職名・氏名、欄外の記載の一部	
H○.○.○～H○.○.○ (外来・電子カルテ移行前)			条例第13条第7号ウに該当 開示することにより、今後の相談業務若しくは将来の同種の業務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示である。
入院・診察相談記録	352	相談者、欄外の記載の一部	
診察のための事前調査票 2	354	調査者の職名・氏名、欄外の記載の一部	開示することにより、関係公務員の生命、身体、財産等が侵害されるなど私生活を不当に侵害するおそれがあり、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(8) 本件不開示情報 8

対象保有個人情報	頁	不開示部分	不開示理由
H○.○.○～○.○.○ (電子カルテ移行前)			<p>条例第13条第7号ウに該当 開示することにより、今後の相談業務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示である。</p> <p>一般的に主治医が作成する診断の内容は被診察者の意に添わないものである可能性が高く、開示することが前提となれば、主治医が本人の病気に対する認識を考慮し、記載を簡略化するなど、内容の形骸化をもたらすおそれがある。</p> <p>また、患者との紛争を避けるため、措置入院に係る診察を実施する医師の確保が困難になるなど当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>措置入院が本人の意思にかかわらない強制的な入院であることを考慮すると、一般的に請求者本人が関係者に不信感を募らせ、紛争が発生するなど、措置入院事務に支障を及ぼすおそれがある。</p>
診察のための事前 調査票 2	15	調査時の状況, 主治医意見	
H○.○.○～H○.○.○ (外来・電子カルテ 移行前)			
診察のための事前 調査票 2	354	調査時の状況, 主治医意見	
H○.○.○～○.○.○ (電子カルテ移行前)			
診察のための事前 調査票 3	16	問題行動	
H○.○.○～H○.○.○ (外来・電子カルテ 移行前)			
診察のための事前 調査票 3	355	問題行動	

別表 2 (諮問保第62号関係)

(1) 本件不開示情報 9

対象保有個人情報	不開示部分	不開示理由
① レセプト (平成○年○月○日から平成○年○月○日まで) ② 診療録 (平成○年○月○日から平成○年○月○日まで)	病名	<p>条例第13条第1号に該当 異議申立人の傷病名に関する情報が記載されている部分があったことから、特定の診断名を開示することにより、異議申立人が強い不安や不満を覚え、生命、健康を害するおそれがあるため、不開示とした。</p>